

## 令和4年度 第2回大阪市建設事業評価有識者会議 事業再評価対象事業一覧表

番号	回次 記号	事業名	所管局	事業 再評価 理由 [回数] ※1	前回 全体 事業費 (億円) ※2	事業 開始 年度	前回 対応 方針	a	b	c		d	e	備考 (a～eの補足等)  全体事業費の増減理由 完了年度の延長理由 対応方針の変更理由等
								対応 方針 (案)	B/C	事業進捗率		全体事業費の 増減の有無 (増減額)	完了年度 延長の有無 (完了年度)	
										前回評価時の 事業進捗率 (事業費ベース)	現在の 事業進捗率 (事業費ベース)			
1	第1回 ア	[港湾整備事業] 咲洲東土地造成事業	大阪港 湾局	④ [2回目]	151	H12	休止D	継続B	3.37	8.5%	8.5%	無	有 H27⇒R19	[完了年度の延長理由] 埠頭用地：国直轄事業において、国際戦略 港湾関連事業を最優先し、本事業の整備を 見合わせており、埠頭用地も同様の取り扱 いとしたため。 流通施設用地：平成21年度事業再評価にお いて、事業を休止し、需要や事業性につい て再検証する必要があると評価を受けたた め。  [対応方針の変更理由] 埠頭用地 (C→B)：事業実現の見通しがあ り、国直轄事業の岸壁工事が令和6年から 本格化する予定であり、岸壁整備に併せて 実施していく必要があるため。 流通施設用地 (D→B)：EC市場の拡大や最 近の売却状況を鑑み、今後の需要が見込め ると判断したため。
2	第1回 イ	[街路事業] 豊里矢田線（生野）整備事業	建設局	② [1回目]	21	H30	—	継続A	2.49	—	20%	有 21.4億円 ⇒25.3億円	有 R6⇒R9	[全体事業費の増減理由] ・実績を精査した結果、用地取得に係る費 用が当初見込みよりも増加し、あわせて工 事費についても令和4年度の基準で精査を 行い、事業費の見直しを行ったため。  [完了年度の変更理由] ・用地取得の遅れにより、用地取得完了予 定を令和4年度末から令和7年度末とす ること事業期間を3年間延伸する。
3	第2回 ウ	[立体交差事業] 福町十三線立体交差事業（阪 神なんば線）	建設局	② [1回目]	61	H30	—	継続A	1.52	—	21%	無	無	—
4	第2回 イ	[街路事業] 淀川南岸線整備事業	建設局	③ [2回目]	62	H21	継続A	継続A	1.22	10%	31%	有 62億円 ⇒138億円	無	[全体事業費の増減理由] 現地調査後に判明した各事象等への対応 のため。

## 令和4年度 第2回大阪市建設事業評価有識者会議 事業再評価対象事業一覧表

番号	回次 記号	事業名	所管局	事業 再評価 理由 [回数] ※1	前回 全体 事業費 (億円) ※2	事業 開始 年度	前回 対応 方針	a	b	c		d	e	備考 (a～eの補足等)
								対応 方針 (案)	B/C	事業進捗率		全体事業費の 増減の有無 (増減額)	完了年度 延長の有無 (完了年度)	
										前回評価時の 事業進捗率 (事業費ベース)	現在の 事業進捗率 (事業費ベース)			
5	第2回 ア	[街路事業] 淀川左岸線 (2期) 事業	建設局	① [5回目]	5,070	H18	継続A	継続A	1.3	69%	61%	有 5,070億円 ⇒6,109億円	有 R8⇒R14	[全体事業費の増減理由] 地盤変状への対応や現地調査後に判明した各事象等への対応のため。  [完了年度の延長理由] 地盤変状に伴う地盤改良工法の変更検討やその影響により、工事工程の見直しを行ったため。

※1 再評価理由の番号については、次のとおり

**【国庫補助事業】**

①所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの

**【①以外で市が事業主体である事業】**

②事業開始年度から起算して5年目の年度において、未着工または継続中の事業 (平成30年度に事業開始分)

③事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工または継続中のもの(平成29年度に事業再評価実施分)

④事業休止中の事業であって、翌年度に事業再開する事業(令和5年度に再開を予定している事業)

⑤その他市長が特に必要と認めるもの

※2 初回の再評価の場合は、事業開始時の全体事業費を表示しています

# 位置図

